

証券コード 6208  
2025年6月4日  
(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株 主 各 位

石川県白山市福留町200番地  
株式会社 **石川製作所**  
代表取締役社長 小長谷 育教

## 第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishiss.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、会社名または証券コード欄に「石川製作所」または「6208」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後4時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時  
（受付開始:午前9時）
2. 場 所 石川県金沢市本町2丁目15番1号  
ホテル日航金沢 4階 鶴の間  
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
予めご了承のほど、よろしくお願いいたします。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第124期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第124期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 役員賞与支給の件  
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件  
第6号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
2. インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取扱わせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「役員等賠償責任保険契約に関する事項」「当社の会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前行使をしていただける場合



### ◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後4時50分  
まで



### ◎インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後4時50分  
まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

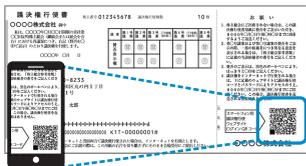
2025年6月20日（金曜日）午前10時

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

## 「スマート行使」による方法

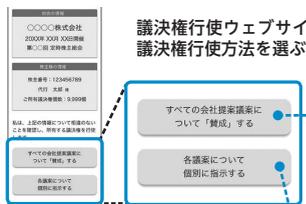
### ① QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

すべての会社提案票について「賛成」する  
各議案について個別に指示する

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

### ③ 各議案の賛否を選択



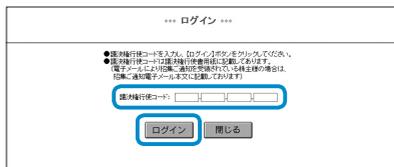
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

## パソコンによるアクセス手順

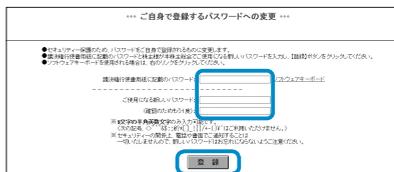
### ① ウェブサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

### ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031**

[受付時間 (午前9時～午後9時)]

## インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識し、利益配分につきましては、持続的成長に必要となる内部留保と株主還元のバランスを考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。こうした考え方に沿って、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額 63,788,060円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

### <ご参考>候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における現在の 地位	候補者属性
1	<small>こながや</small> 小長谷 <small>いくのり</small> 育教	代表取締役社長	再任
2	<small>のぐち</small> 野口 <small>としかず</small> 俊和	専務取締役	再任
3	<small>ふくもと</small> 福本 <small>いづる</small> 出	常務取締役	再任
4	<small>はしば</small> 橋場 <small>よしはる</small> 良春	常務取締役	再任
5	<small>つじ</small> 辻 <small>きよし</small> 清志	取締役	再任
6	<small>みずの</small> 水野 <small>たかし</small> 孝	取締役	再任
7	<small>おさむね</small> 長宗 <small>ひろし</small> 浩		新任
8	<small>さんべ</small> 三部 <small>ひろみ</small> 廣美		新任 社外
9	<small>むらかみ</small> 村上 <small>かつひろ</small> 克宏	社外取締役	再任 社外 独立
10	<small>かさがわ</small> 笠川 <small>のぶゆき</small> 信之		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>こながや いく のり 小長谷 育 教 (1948年10月5日生)</p>	<p>1971年 4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>1997年 7月 同静岡支店長</p> <p>2006年 6月 当社入社、執行役員</p> <p>2006年 6月 同取締役</p> <p>2007年 2月 同常務取締役</p> <p>2007年 2月 同営業・技術分掌</p> <p>2009年 4月 同専務取締役、社長補佐</p> <p>2010年 3月 同販売事業部長</p> <p>2011年 4月 同事業部門担当 兼 開発部門担当 兼 開発部門長</p> <p>2015年 4月 同代表取締役社長（現在）</p>	13,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社入社以来、国内外における豊富な経験と幅広い人脈並びに高い見識と強いリーダーシップをもって社業再建の舵を取り、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしてきていることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>の ぐち とし かず 野 口 俊 和 (1970年6月16日生)</p>	<p>1993年 4月 当社入社</p> <p>2018年 7月 同営業統括部長 兼 特機営業課長</p> <p>2020年10月 同東京研究所副所長 兼 営業統括部長 兼 特機営業課長</p> <p>2021年 1月 同執行役員</p> <p>2021年 4月 同東京研究所副所長</p> <p>2022年 4月 同企画管理部門長 兼 東京研究所副所長</p> <p>2022年 6月 同取締役</p> <p>2023年 6月 同常務取締役</p> <p>2024年 6月 同専務取締役、社長補佐 兼 開発部門長（現在）</p>	6,100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社入社以来、東京研究所において開発、営業それぞれの分野における職務・職責を適切に果たし、防衛機器事業に携わってきたことから当社の製品開発と事業運営に関する知見を有しており、これらを会社全体の更なる発展に活かすために重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p><b>再任</b></p> <p>ふくもと いづる 福本 出 (1957年2月15日生)</p>	<p>1979年 3月 海上自衛隊入隊</p> <p>1998年 3月 防衛駐在官 (トルコ)</p> <p>2012年 3月 海将、海上自衛隊幹部学校 長</p> <p>2014年 11月 当社入社</p> <p>2014年 11月 同東京研究所副所長</p> <p>2015年 10月 同東京研究所所長 (現在)</p> <p>2016年 6月 同取締役</p> <p>2018年 6月 同常務取締役 (現在)</p>	3,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 海上自衛隊で掃海隊群司令や幹部学校長などの要職を歴任する中で培った豊富な経験を活かし、当社入社以来、東京研究所において防衛機器事業の今後の展望を示すなど優れたリーダーシップを発揮し、またその視野の広さから当社の経営における意思決定及び業務執行の監督を担える人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p><b>再任</b></p> <p>はし ば よし はる 橋場 良春 (1958年1月20日生)</p>	<p>1985年 5月 当社入社</p> <p>2010年 9月 同特機生産部長</p> <p>2014年 4月 同製造副部門長 兼 特機生 産部長</p> <p>2015年 10月 同執行役員、製造部門長</p> <p>2016年 6月 同取締役</p> <p>2017年 4月 同製造部門長 兼 特機担当 製造部門長</p> <p>2024年 4月 同製造部門長 (現在)</p> <p>2024年 6月 同常務取締役 (現在)</p>	2,700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の設計部門、製造部門において重要な役割を務めるなど、ものづくりの現場におけるマネジメント経験を有しており、その横断的な知識と経験、優れた調整能力により生産現場を率先し当社の経営における意思決定や業務執行の監督において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> つじ 清志 (1952年2月26日生)	1974年 4月 当社入社 1998年 3月 同産業機械部担当部長 2008年 2月 同紙工機械部長 2009年 7月 同紙工機械副部門長 兼 紙工機械部長 2010年 3月 同営業部門長 兼 紙工営業部長 2011年 4月 同執行役員、事業部門長 2015年 6月 同取締役（現在） 2022年10月 同産機部門長 2023年10月 同産機部門担当（現在）	3,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社営業部門における豊富な経験を有し、優れた折衝能力を生かして国内外での販路拡大に尽力してまいりました。さらなる事業の強化を目指す上では、その幅広い見識が不可欠であるとともに、当社の経営の意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としていたしました。			
6	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> みずの たかし 水野 孝 (1958年9月5日生)	1981年 4月 当社入社 2004年 3月 同原価管理部長 2011年 4月 同企画開発部長 2014年 4月 同執行役員 2016年 7月 同経営企画部長 2021年 7月 同企画管理副部門長 兼 経営企画部長 2024年 6月 同取締役、企画管理部門長（現在）	2,200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、経理・原価管理・企画開発など企画管理部門において幅広く豊富な経験を有し、当社の経営計画の策定や進捗管理のほか、取引先との折衝等にも対応する柔軟さも兼ね備えており、今後の当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であるため、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p><b>新任</b></p> <p>おさむねひろし 長宗浩 (1962年5月14日生)</p>	<p>1981年4月 関東航空計器株式会社入社</p> <p>2009年4月 同総務部経理グループ長</p> <p>2012年5月 同財務部長</p> <p>2015年4月 同企画管理部長</p> <p>2016年7月 同執行役員、企画管理部長</p> <p>2018年6月 同取締役</p> <p>2021年6月 同取締役副社長</p> <p>2024年4月 同代表取締役社長（現在）</p>	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          関東航空計器株式会社の経営者としての豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
8	<p><b>新任 社外</b></p> <p>さんべひろみ 三部廣美 (1952年11月6日生)</p>	<p>1975年4月 レンゴー株式会社入社</p> <p>2002年7月 同人事部長</p> <p>2005年6月 同理事</p> <p>2007年4月 同執行役員総務部長兼人事部長</p> <p>2009年6月 同取締役 兼 執行役員、人事部長 兼 総務部担当</p> <p>2011年4月 同取締役 兼 常務執行役員</p> <p>2015年4月 同取締役 兼 専務執行役員</p> <p>2021年6月 同専務執行役員（上席）</p> <p>2025年4月 同副社長執行役員（上席） （現在）</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>          レンゴー株式会社の経営者としての豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
9	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立</div> </div> <small>むら かみ かつ ひろ</small> 村上 克 宏 (1952年10月19日生)	1977年 4 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年 5 月 株式会社ジェイ・エム・エス入社、経営企画部長 2003年 6 月 同取締役、総合企画統括部長 2005年 6 月 同常務取締役、経営管理統括部長 2007年 6 月 同専務取締役 2016年11月 A Iメカテック株式会社常務取締役、管理本部本部長 2017年 6 月 当社取締役（現在） 2018年10月 A Iメカテック株式会社取締役 兼 執行役員常務（C F O）兼 経営サポート本部長 2019年10月 同取締役 執行役員専務（C F O）兼 経営サポート本部長	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>            長年にわたる上場企業等の経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、独立した立場から当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<p>新任 社外 独立</p> <p>かさ がわ のぶ ゆき 笠川 信之 (1959年1月6日生)</p>	<p>1981年 4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>2002年 4月 同航空宇宙部長</p> <p>2008年 4月 同執行役員</p> <p>2009年 4月 同航空宇宙・産機システム部門長</p> <p>2009年 6月 当社取締役</p> <p>2012年 4月 伊藤忠アビエーション株式会社代表取締役社長</p> <p>2024年 4月 同取締役会長（現在）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたる上場企業経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、独立した立場から当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 当社と取締役候補者との間の特別の利害関係について
- (1) 三部廣美氏は、当社株式1,277千株（持株比率20.02%）を保有するレンゴー株式会社の副社長執行役員であります。同社は当社のその他の関係会社であり、紙工機械の受注等の取引があります。
  - (2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三部廣美、村上克宏及び笠川信之の三氏は社外取締役候補者であります。当社は、東京証券取引所の定めに基づき、村上克宏氏を一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、笠川信之氏をその候補者として届け出る予定です。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者である村上克宏氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者である三部廣美、笠川信之の両氏につきましても、両氏の選任が承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
  - (2) 責任限定契約の概要は次のとおりであります。
    - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 社外取締役就任期間について
- 村上克宏氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。

#### 5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社役員として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生じる損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 岡基淳一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 唐木 繁 (1958年6月5日生)	1981年4月 当社入社 2006年12月 同設計部長 兼 研究・開発グループ長 2009年9月 同開発推進部長 兼 空グループ長 2014年4月 同執行役員 2018年7月 同東京研究所長付 技術担当 2023年6月 同東京研究所長付参与 技術担当 (現在)	100株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 当社に入社以来長年にわたり製品開発に従事し、当社の技術的発展に大きく貢献してまいりました。その長年の経験を通じて培った事業活動および現場に対する技術面からの深い知見を活かし、経営全般に対する実効的な監査が期待できることから、監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社役員として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生じる損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<ご参考>

当社が、取締役会の有する知見・経験・能力に基づき、特に期待する分野は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	社外	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	製造・品質	技術・研究開発	ガバナンス
小長谷 育教	代表取締役社長		●	●				●
野口 俊和	専務取締役				●	●		
福本 出	常務取締役			●			●	
橋場 良春	常務取締役					●	●	
辻 清志	取締役			●			●	
水野 孝	取締役				●			●
長宗 浩	取締役		●		●			
三部 廣美	取締役	○	●					●
村上 克宏	取締役	○	●		●			
笠川 信之	取締役	○	●	●				
唐木 繁	常勤監査役						●	●
松本 哲哉	監査役	○			●			●
荒井 智弘	監査役	○			●			●

※各役員に期待する知見・経験・能力について、当社における地位が代表取締役は3つまで、それ以外の方は2つまで記載しております。上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見・経験・能力を表するものではありません。

## 第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役6名（社外取締役3名を除く）に対し、役員賞与総額37百万円を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### <ご参考>

なお、取締役会における役員賞与を含む報酬等の決定方針として、当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について本総会第6号議案の承認可決を条件として以下の内容に変更することを決議しております。

#### 1.基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、担当職務、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、貢献度、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、基本報酬及び賞与は、金銭によるものとする。なお、社外取締役の報酬は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとし、非常勤取締役の報酬は、担当する職務の観点から基本報酬のみとする。

#### 2.基本報酬の額またはその算定方法に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、その額は、役位に応じて決定する。

#### 3.業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭による賞与とし、その額は、事業年度の業績（主として営業利益、経常利益）などを考慮して、役位に応じて決定する。支給する場合、当該事業年度の終了後の一定の時期に支給する。

#### 4.非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式交付信託による株式報酬とし、交付する株式数は、株主総会で承認された当社が抛出する金銭の上限額および対象取締役に付与されるポイント総数の上限数の範囲内で、役位に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式数とする。交付の時期は、対象取締役の退任後の一定の時期とする。

#### 5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の額とする。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第90回定時株主総会において「月額20百万円以内」、また監査役の報酬は、同株主総会において「月額3百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、役員報酬に賞与を加えることになったため、報酬限度額の設定について月額から年額に変更し、取締役は「月額20百万円以内」から「年額240百万円以内（うち社外取締役は年額12百万円以内）」、監査役は「月額3百万円以内」から「年額36百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分相当額は含まないものといたします。対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと10名（うち社外取締役3名）となり、監査役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外監査役2名）となります。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及び本提案を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案による報酬枠は、第5号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬枠とは別枠とし、また、本定時株主総会終結日の翌日から2028年6月の定時株主総会終結の日までの約3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とします（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

また、本制度は、基本的には、対象期間における職務執行の対価として当社の株式（以下、「当社株式」といいます。）を交付するものではありませんが、過去20年間は、当社をとりまく厳しい経済環境から、取締役に対して十分な報酬等を支給できておりませんでしたので、対象期間開始日時点で在任している取締役のうち、新任ではない取締役に対しては、かかる過去（2006年6月29日開催の第105回定時株主総会の翌日以降）の職務執行の対価として本制度に基づき株式を交付することといたします。

本制度の導入目的は上記のとおりです。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 当社の役員に関する事項（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、第4号議案<ご参考>に記載のとおり変更することを2025年5月8日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、

本制度の導入目的を達成し、また、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2028年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間約3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金337百万円 うち、 (i)②の対象期間における職務執行の対価としての当社株式の取得資金として金144百万円  (ii)過去の職務執行対価としての当社株式の取得資金として金193百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり22,000ポイント（ただし、対象期間の最初の事業年度においては、過去の職務執行の対価として交付する当社株式の見合い分として、上記ポイント上限とは別枠で、90,000ポイントを上限とするポイントを別途付与）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金337百万円（注2）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注1：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

注2：上記の金337百万円は、(i)対象期間における職務執行の対価として本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金144百万円と、(ii)過去の職務執行対価として本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式（下記（3）①参照）の取得資金193百万円の合計額です。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金48百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に

追加抛出し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （３）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり22,000ポイントを上限とします。

ただし、対象期間の最初の事業年度においては、対象期間開始日時時点で在任している取締役のうち、新任ではない取締役に対しては、過去（2006年6月29日開催の第105回定時株主総会の翌日以降）の職務執行の対価として交付する当社株式の見合い分のポイントとして、上記ポイント上限とは別枠で（ただし、総数90,000ポイントを上限として）、過去の役位等に応じたポイントを付与するものとします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則として、その退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株

式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度における受注高は前期比7%減の212億94百万円となり、売上高は前期比19%増の162億3百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### 紙工機械

受注高は前期比18%減の25億50百万円、売上高は前期比11%減の30億21百万円となりました。

#### 防衛機器

受注高は前期比2%減の169億95百万円、売上高は前期比39%増の110億93百万円となりました。

#### 受託生産

受注高は前期比36%減の10億67百万円、売上高は前期比16%減の12億86百万円となりました。

#### その他

受注高は前期比9%減の6億80百万円、売上高は前期比20%増の8億2百万円となりました。

損益面におきましては、売上高の増加に伴い、営業利益は前期比173%増の6億92百万円となりました。経常利益につきましては、前期比155%増の6億46百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比68%増の4億23百万円となりました。

(セグメント別の連結受注高・売上高)

セグメントの名称	受 注 高		売 上 高	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
紙 工 機 械	2,550	12	3,021	19
防 衛 機 器	16,995	80	11,093	68
受 託 生 産	1,067	5	1,286	8
そ の 他	680	3	802	5
合 計	21,294	100	16,203	100

(2) 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは安定した経営基盤の確立のため、①顧客のニーズに対応する製品開発を通じた受注の拡大、②経営の効率化による原価低減の徹底、③技術の研鑽と継承による品質向上に努め、更なる収益力の強化を図り配当を通じた継続的な株主への利益還元を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移 (連結)

区 分	2021年度 第121期	2022年度 第122期	2023年度 第123期	2024年度 第124期(当期)
受 注 高(百万円)	15,805	14,113	22,823	21,294
売 上 高(百万円)	12,079	12,593	13,598	16,203
経 常 利 益(百万円)	199	217	253	646
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	143	167	251	423
1株当たり当期純利益(円)	22.48	26.19	39.50	66.41
総 資 産(百万円)	16,405	15,032	16,799	20,839

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
関東航空計器株式会社	480	100	航空機の電子機器等の製造、販売
株式会社イッセイ	45	100	機械加工部品の製造、販売
株式会社イシメックス	40	100	電装部品の製造、販売

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業	主要製品
紙工機械	段ボール製函印刷機械、段ボール印刷機械
防衛機器	機雷、航空機用電子機器、その他防衛機器
受託生産	各種機械の受託生産
その他	繊維機械等各種機械

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

	名称	所在地
当 社	本 社	石川県白山市福留町200番地
	東 京 研 究 所	東京都新宿区神楽坂二丁目17番
	東 京 営 業 所	東京都杉並区上高井戸一丁目13番1号
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市北区南扇町7番17号
子 会 社	関東航空計器株式会社	神奈川県藤沢市本藤沢二丁目3番18号
	株式会社イッセイ	石川県金沢市南森本町チ82番地
	株式会社イシメックス	石川県白山市福留町313番地

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
526名	15名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
261名	8名増

(注) 従業員数につきましては、他社から当社への出向者を含み、当社から他社への出向者を除いております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北國銀行	3,528百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,020百万円
株式会社三井住友銀行	1,380百万円

## 2. 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,385,972株 (自己株式7,166株を含む)
- (3) 株主数 9,470名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	1,277 千株	20.02 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	196	3.08
石 川 フ レ ン ド 会 社	158	2.49
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	153	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	140	2.19
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	103	1.63
U B S A G S I N G A P O R E	100	1.57
直 山 泰	92	1.45
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	82	1.29
清 水 慶 治	74	1.16

(注) 持株比率は、自己株式 (7,166株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 当社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小長谷 育 教	
専 務 取 締 役	野 口 俊 和	社長補佐 兼 開発部門長
常 務 取 締 役	福 本 出	東京研究所所長
常 務 取 締 役	橋 場 良 春	製造部門長
取 締 役	辻 清 志	産機部門担当
取 締 役	水 野 孝	企画管理部門長
取 締 役	前 田 盛 明	レンゴー株式会社 取締役 特命事項担当
取 締 役	竹 森 二 郎	
取 締 役	村 上 克 宏	
常 勤 監 査 役	岡 基 淳 一	
監 査 役	松 本 哲 哉	山崎法律事務所所長
監 査 役	荒 井 智 弘	荒井税理士事務所所長

#### (注) 1. 当期中における役員の変動

- 1) 水野孝氏は、2024年6月21日開催の第123回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 2) 坂本滋、中上隆臣の両氏は、2024年6月21日開催の第123回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 前田盛明氏、竹森二郎氏及び村上克宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 松本哲哉氏及び荒井智弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 竹森二郎氏及び村上克宏氏、並びに監査役 松本哲哉氏及び荒井智弘氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めにより同取引所に届出をしております独立役員であります。
5. 監査役 松本哲哉氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 荒井智弘氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当社は執行役員制を導入しており、2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	堀江	幸司	産機部門長
執行役員	齋川	浩樹	営業統括部長
執行役員	判	義則	総務部長
執行役員	小林	秀樹	経理部長
執行役員	福本	誠	東京研究所副所長 兼 開発推進部長
執行役員	山岸	伸治	製造副部門長 兼 特機品質管理部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役会の決議により決定しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬及び賞与により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、担当職務、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、貢献度、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、基本報酬及び賞与は、金銭によるものとしております。なお、社外取締役の報酬は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第90回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額を月額2,000万円以内、監査役の報酬額を月額300万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社におきましては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長小長谷育教が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、取締役の基本報酬および賞与の額であります。

権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、取締役会は取締役会での委任決議を経ることにより、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	117,859 (6,000)	86,192 (6,000)	31,666 (-)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,330 (3,600)	12,330 (3,600)	- (-)	3 (2)

- (注) 1.上記には、2024年6月21日開催の第123回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
 2.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分相当額は含まれておりません。  
 3.取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与として支払予定の金額を含んでおります。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該の法人等との関係

前田盛明氏はレンゴー株式会社（2025年3月31日現在、当社の発行済株式の20.02%を所有）の取締役 特命事項担当であります。当社はレンゴー株式会社と営業取引があり、同社はその他の関係会社であります。

##### ② 当該事業年度における主な活動状況

##### (ア)取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	前田盛明	当期開催の取締役会5回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。
取締役	竹森二郎	当期開催の取締役会5回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。
取締役	村上克宏	当期開催の取締役会5回中4回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。
監査役	松本哲哉	当期開催の取締役会5回全てに出席し、また当期開催の監査役会7回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	荒井智弘	当期開催の取締役会5回全てに出席し、また当期開催の監査役会7回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

前田盛明氏は、レンゴー株式会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

竹森二郎氏は、上場企業経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、当社の取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

村上克宏氏は、上場企業等経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、当社の取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 前田盛明、竹森二郎、村上克宏の三氏並びに社外監査役 松本哲哉及び荒井智弘の両氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額であります。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>15,992,226</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,136,089</b>
現金及び預金	932,830	支払手形及び買掛金	2,164,625
受取手形	3,144	電子記録債務	1,267,413
電子記録債権	190,999	短期借入金	7,510,000
売掛金	5,264,046	1年内返済予定の長期借入金	300,008
契約資産	4,694,744	未払法人税等	252,334
原材料及び貯蔵品	2,234,261	契約負債	372,678
仕掛品	2,572,043	賞与引当金	306,017
その他	101,214	役員賞与引当金	73,092
貸倒引当金	△1,058	製品保証引当金	2,000
<b>固定資産</b>	<b>4,846,946</b>	その他	887,919
<b>有形固定資産</b>	<b>2,941,752</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,317,293</b>
建物及び構築物	1,199,190	長期借入金	1,178,320
機械装置及び運搬具	582,339	退職給付に係る負債	762,468
工具器具備品	127,797	その他	376,505
土地	928,036	<b>負債合計</b>	<b>15,453,383</b>
リース資産	91,693	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	12,696	<b>株主資本</b>	<b>4,525,427</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>333,537</b>	資本金	2,000,000
ソフトウェア仮勘定	283,260	資本剰余金	36,301
その他	50,277	利益剰余金	2,497,474
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,571,656</b>	自己株式	△8,348
投資有価証券	1,414,462	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>860,362</b>
その他	158,933	その他有価証券評価差額金	860,362
貸倒引当金	△1,740	<b>純資産合計</b>	<b>5,385,789</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,839,172</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,839,172</b>

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,203,896
売 上 原 価	13,706,653
売 上 総 利 益	2,497,243
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,804,642
<b>営 業 利 益</b>	<b>692,601</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,040
受 贈 益	6,168
そ の 他	9,096
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	89,995
そ の 他	7,239
<b>経 常 利 益</b>	<b>646,670</b>
特 別 利 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,456
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	19,393
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>630,733</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	266,488
法 人 税 等 調 整 額	△59,344
当 期 純 利 益	423,589
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>423,589</b>



# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,064,582
売 上 原 価		8,802,506
売 上 総 利 益		1,262,075
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,083,251
<b>営 業 利 益</b>		<b>178,824</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	94,320	
そ の 他	11,234	105,554
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,375	
そ の 他	8,130	59,506
<b>経 常 利 益</b>		<b>224,872</b>
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,456	3,456
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	17,742	17,742
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>210,585</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,821	
法 人 税 等 調 整 額	△15,154	66,667
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>143,918</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社石川製作所  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村大司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社石川製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石川製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社石川製作所  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村大司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石川製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社石川製作所 監査役会

監査役（常勤）	岡 基 淳 一	㊟
監査役（社外）	松 本 哲 哉	㊟
監査役（社外）	荒 井 智 弘	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：石川県金沢市本町2-15-1

ホテル日航金沢 4階 鶴の間

TEL 076-234-1111 (代表)

交 通 ● JR金沢駅兼六園口(東口)から徒歩3分

● 空港前バスのりばより、金沢駅車で約45~60分



株 主 各 位

## 第124回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

当社の新株予約権等に関する事項

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社の会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 石川製作所

## 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

被保険者は当社並びに当社の子会社であります関東航空計器株式会社、株式会社イッセイ、株式会社イシメックスの取締役及び監査役であります。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社役員として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生じる損害を填補することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。

## 当社の会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。  
会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額  
26,500千円
  - ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
26,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (4) 会計監査人の報酬等に同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない行為等があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。  
また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会は、解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。
- (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社並びにその子会社は取締役会決議による内部統制システム構築の基本方針に基づき内部統制システムの整備を継続的に進めてまいりましたが、引き続き管理体制の改善と向上を図る所存であります。

- 1) 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要
  - (1) 当社並びにその子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 当社並びにその子会社は、取締役、使用人の法令及び定款遵守を徹底し、公正かつ適切な企業活動を推進する。
    - ② 当社並びにその子会社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行える仕組みを整備する。
    - ③ 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置する。監査室は「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - (2) 当社並びにその子会社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制  
当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係わる情報は、「文書管理規程」の定めるところにより、文書又は電子媒体に記録し保存かつ管理する。これらの情報は、取締役、監査役の求めに応じ閲覧可能な状態とする。
  - (3) 当社並びにその子会社の損失の危険に関する規程その他の体制  
当社は、企業が負うあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく「リスク管理規程」を定め、内部監査によりリスク管理の徹底を図る。
  - (4) 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 当社並びにその子会社の取締役の職務執行の効率を図るため、「組織規程」に基づき職務の分掌及び権限を明確にする。
    - ② 当社並びにその子会社は重要事項の迅速、的確な意思決定を図るため、定期的に取り締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当該株式会社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

当社並びに子会社は、その業務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正と効率性を確保するため、当社の監査役による監査及び監査室による内部監査を行うほか、当社取締役の子会社取締役への就任並びに当社監査役の子会社監査役への就任、また子会社代表取締役は定期的に当社重要会議に出席し業務の報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から職務を補助すべき使用人の求めがある場合、必要に応じて使用人を配置する。配置する使用人の任命、異動等人事に係わる事項の決定は、監査役に事前合意を得て行い、当社の業務の執行に係わる役職は兼務させない。

(7) 当社並びにその子会社の取締役及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者、並びにその子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役からの業務執行状況等の重要な報告を受ける。
- ② 当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、全社会的に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の内容、その他各監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに監査役に情報提供を行う。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、監査室と定期的に意見交換を行う。
- ④ 当社並びにその子会社は、上記②の報告を監査役に対して行った者に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

## 2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### (2) コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社及び子会社は監査役及び監査室を窓口とした相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

当社は、監査室において、損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対応に努めております。

### (4) 内部監査

監査室が作成した監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000,000	36,301	2,073,884	△8,269	4,101,916
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			423,589		423,589
自己株式の取得				△78	△78
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	423,589	△78	423,511
当 期 末 残 高	2,000,000	36,301	2,497,474	△8,348	4,525,427

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	801,392	801,392	4,903,308
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属 する当期純利益			423,589
自己株式の取得			△78
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	58,970	58,970	58,970
当期変動額合計	58,970	58,970	482,481
当 期 末 残 高	860,362	860,362	5,385,789

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社は関東航空計器株式会社、株式会社イッセイ及び株式会社イシメックスであります。

### 2. 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は、原材料及び貯蔵品は移動平均法、仕掛品は個別法であります。

##### ハ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2002年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

##### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ハ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ニ 製品保証引当金

製品の販売後、一定期間当該製品を無償で補修した場合の補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の製品の販売に係る収益は、主に製品の販売又は販売した製品に係る改造等であり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客へ製品を引き渡す一時点において、当該製品に対する支配を顧客が獲得し充足されると判断していることから、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の製品販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、一時点で認識している収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き、割戻及び返品等を控除した金額で算定しております。

一方で、防衛機器の製造販売のうち、進捗部分についての成果の確実性が認められる契約については、履行義務の充足の進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度は、履行義務の充足に使用された原価が契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想される見積総原価に占める割合により算定し、見積総原価は、将来の原価を見積ることにより算定しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動資産 受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前連結会計年度186,057千円)及び「流動負債 支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」(前連結会計年度899,459千円)、「流動負債 その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」(前連結会計年度75,291千円)につきましては、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 紙工機械の機台に係る仕掛品の評価及び見積りの内容

仕掛品につきましては、当連結会計年度の連結貸借対照表に2,572,043千円計上しており、これには紙工機械の機台に係る仕掛品525,380千円が計上されております。

仕掛品の評価におきましては、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

紙工機械は、価格競争により受注時の見積り利益率が低くなる傾向にあり、その後の製造原価の変動によっては正味売却価額が取得原価よりも下落することがあります。また、受注から販売までに一定の製造期間を要することから、製造期間における製造原価の見積りには高い不確実性を伴い、決算日における仕掛品に係る見積追加製造原価の算定には経営者の重要な判断が必要となります。さらに、販売先が確定していない仕掛品について、将来の販売先や販売方法を想定した売価、見積追加製造原価及び見積販売直接経費の算定には高い不確実性を伴っております。当該見積り及び前提となった仮定について環境の変化等により将来見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の仕掛品及び売上原価の金額に重要な影響を与えるリスクがあります。

### 2. 防衛機器の製造販売に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りの内容

一定期間にわたり認識した収益につきましては、当連結会計年度の連結損益計算書の売上高に6,318,605千円計上しております。

当社及び連結子会社は、防衛機器の製造販売のうち履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについて、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は、履行義務の充足に使用された原価が契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想される見積総原価に占める割合により算定されており、見積総原価は、将来の原価を見積ることにより算定しております。

防衛機器の製造は、見積総原価の算定を行った時点から履行義務を完全に充足するまでの期間が長期にわたり、また、見積総原価の算定には、将来の原材料の購入原価や労務費のほか、将来の操業度の予測に基づく固定費の配賦額が含まれていることから、当初想定していなかった原材料価格の変動や操業度の変化による固定費配賦単価の変動等によって、履行義務の充足に係る進捗度の見直しが必要となる場合があります。当該見積り及び前提となった仮定について環境の変化等により将来見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の売上高の金額に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建 物	489,541千円
機械装置	102,014千円
土 地	395,487千円
投資有価証券	759,110千円
合 計	1,746,153千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,170,000千円
1年内返済予定の長期借入金	300,008千円
長期借入金	1,178,320千円
合 計	2,648,328千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,956,756千円

3. 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 6,385,972株
2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千 円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年 6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63,788	10円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月23日

3. 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに対しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。市場価格の変動リスクに対しては、定期的に時価の把握を行い、経営者に適時報告を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますので、資金計画に基づき効率的な資金調達に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	1,397,802	1,397,802	—
(2) 1年内返済予定の長期 借入金及び長期借入金	(1,478,328)	(1,473,075)	(△5,253)

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注)1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優

先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

- 2 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額16,660千円）については、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 リース債務については金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位 千円)

	報告セグメント				その他	合計
	紙工機械	防衛機器	受託生産	計		
収益の認識時期						
一時点で移転される財	3,021,494	4,774,999	1,286,218	9,082,711	802,580	9,885,291
一定の期間にわたり移転される財	—	6,318,605	—	6,318,605	—	6,318,605
顧客との契約から生じる収益	3,021,494	11,093,604	1,286,218	15,401,316	802,580	16,203,896

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれないセグメントであり、主に電子機器、繊維機械等の製造・販売を行っております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「2. 会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報は、次のとおりであります。

(単位 千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	6,838	3,144
電子記録債権	186,057	190,999
売掛金	4,464,491	5,264,046
	4,657,388	5,458,190
契約資産	2,449,730	4,694,744
契約負債	258,757	372,678

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は239,622千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産は2,245,014千円増加し、契約負債は113,921千円増加しております。

契約資産は、防衛機器の製造販売について進捗度の見積りに基づいて認識した収益に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利であり、当連結会計年度において、6,950,466千円増加しております。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、当連結会計年度において、4,510,991千円減少しております。また、契約資産は、同一の契約における契約負債と相殺され、当連結会計年度において、194,461千円減少しております。

契約負債は、顧客から受け取った前受金に関するものであり、当連結会計年度において、1,172,846千円増加しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩され、当連結会計年度において、1,058,924千円減少しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において、13,157,847千円であります。当該履行義務は、防衛機器の製造販売に関するものであり、期末日後4年以内に収益として認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	844円 33銭
2. 1株当たり当期純利益	66円 41銭

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,000,000	36,301	36,301	748,187	748,187
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				143,918	143,918
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	143,918	143,918
当 期 末 残 高	2,000,000	36,301	36,301	892,106	892,106

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△8,269	2,776,218	799,089	799,089	3,575,308
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		143,918			143,918
自己株式の取得	△78	△78			△78
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)			59,511	59,511	59,511
当期変動額合計	△78	143,840	59,511	59,511	203,351
当 期 末 残 高	△8,348	2,920,059	858,600	858,600	3,778,659

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりません。

評価方法は、原材料及び貯蔵品は移動平均法、仕掛品は個別法であります。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2007年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の製品の販売に係る収益は、主に製品の販売又は販売した製品に係る改造等であり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客へ製品を引き渡す一時点において、当該製品に対する支配を顧客が獲得し充足されると判断していることから、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の製品販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、一時点で認識している収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き、割戻及び返品等を控除した金額で算定しております。

一方で、防衛機器の製造販売のうち、進捗部分についての成果の確実性が認められる契約については、履行義務の充足の進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度は、履行義務の充足に使用された原価が契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想される見積総原価に占める割合により算定し、見積総原価は、将来の原価を見積ることにより算定しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「流動資産 受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」（前事業年度61,823千円）及び「流動負債 支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」（前事業年度944,859千円）につきましては、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 紙工機械の機台に係る仕掛品の評価及び見積りの内容

仕掛品につきましては、当事業年度の貸借対照表に1,156,278千円計上しており、これには紙工機械の機台に係る仕掛品525,380千円が計上されております。

仕掛品の評価及び見積りの内容は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 紙工機械の機台に係る仕掛品の評価及び見積りの内容」と同一であります。

2. 防衛機器の製造販売に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りの内容

一定期間にわたり認識した収益につきましては、当事業年度の損益計算書の売上高に4,175,251千円を計上しております。

防衛機器の製造販売に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りの内容は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 防衛機器の製造販売に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りの内容」と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建 物	209,546千円
機械装置	102,014千円
土 地	231,211千円
投資有価証券	759,110千円
合 計	1,301,882千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,170,000千円
1年内返済予定の長期借入金	300,008千円
長期借入金	1,126,102千円
合 計	2,596,110千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,106,250千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	362,416千円
短期金銭債務	130,149千円

4. 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

関係会社に対する売上高	994,945千円
関係会社からの仕入高	715,173千円
関係会社に係る営業取引以外の取引の収益	64,993千円

2. 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 7,166株
2. 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳  
退職給付引当金 172,543千円  
棚卸資産評価損 48,539千円  
賞与引当金 26,801千円  
その他 80,969千円  
繰延税金資産小計 328,854千円  
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\triangle 216,244$ 千円  
評価性引当額小計  $\triangle 216,244$ 千円  
繰延税金資産合計 112,610千円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳  
その他有価証券評価差額金 393,003千円  
繰延税金負債合計 393,003千円
3. 繰延税金負債の純額 280,393千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	レンゴー株式会社	大阪市区北	31,066,756	板紙、段ボール、段ボール箱の製造販売、軟包装製品の販売他	被所有直接20.1	当社製品の販売保守 従業員の兼任1名	製品の販売保守	994,785	売掛金	354,573
									契約負債	120,450

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件は、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

(2) 関連会社等

種類	会社名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	関東航空計器株式会社	神奈川県藤沢市	480,000	航空機の電子機器等の製造、販売	所有直接100.0	資金の貸付 役員兼任 3名	貸付金の収入	70,000	関係会社 長期貸付金	175,000
							利息の取 受	2,639	—	—
							配当金の取 受	50,004	—	—
	株式会社 イッセイ	石川県金沢市	45,000	機械加工 部品の製 造、販売	所有直接 100.0	生産の委託 役員兼任 3名	担保の 受入(注3)	—	—	—
							半製品の 購入	449,375	電子記録債務 買掛金	53,000 27,273
	株式会社 イシメックス	石川県 白山市	40,000	電装部品 の製造、 販売	所有直接 100.0	生産の委託 資金の貸付 役員兼任 3名	貸付金の回 収	13,590	関係会社 長期貸付金	83,950
							利息の取 受	1,751	—	—
							賃借料の支 払	25,548	—	—
							担保の 受入(注4)	—	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 仕入その他の取引条件は、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

3. 当社の銀行借入金に対し、同社所有の不動産の担保提供（根抵当権設定極度額180,000千円）を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。

4. 当社の銀行借入金に対し、同社所有の不動産の担保提供（根抵当権設定極度額2,101,000千円）を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。

### (3) 兄弟会社等

種類	会社 の 名 称	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事 業 の 内容又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	セツカートン 株式会社	兵庫県 伊丹市	400,000	段ボール シート、 段ボール ケースの 製造販売	なし	当社製品の 販売保守	製 品 の 販 売 保 守	259,635	売 掛 金	194,201

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件は、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

#### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 592円 38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22円 56銭  |